

# ポイント

- 生活保護との逆転現象は勤労意欲低下招く
- 低所得世帯向け住宅手当の制度創設が急務
- 社会保険料や税負担の拡大傾向にも配慮を

山田 篤裕 慶応義塾大学教授

われわれの社会は、フルタイム就労すれば、健康で文化的な最低限度の生活を営めることを前提としている。

こうした前提を支える制度の一つが最低賃金制度であり、就労可能な人々に対する最低所得保障である。就労できなくなった引退世代に対しては、基礎年金制度が老齢最低所得保障機能を担う。そして、就労できない現役世代を含めて、あらゆる人々に対する最低所得保障制度として、資力調査を伴う社会扶助(生

## 経済教室

活保護制度)がある。

この3つの最低所得保障の水準について、経済協力開発機構(OECD)のデータで日本と先進諸国を比較してみよう。図では4種類の最低所得保障水準として、①社会扶助②社会扶助と住宅手当(家賃補助)の合計額(税引き後)③フルタイム就労者の最低賃金④老齢最低所得保障の水準——を取り上げた。4種類の最低所得保障を国際比較するため、各国の平均的労働者賃金を100とした場合の各水準の数値(単身)を示した。なお、住宅扶助は住宅手当部分に含まれている。

OECD平均では、最低賃金が最も高く、その次が老齢最低所得保障、最後に社会扶助という順になっている。し

かし日本では、最低賃金が社会扶助(生活保護)と最も近い接しており、一部都道府県では生活保護基準が最低賃金を上回っている。さらに、その下に老齢最低所得保障があ

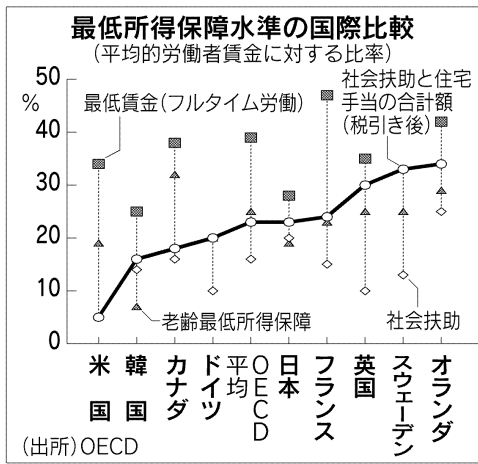


# 最低所得保障、大改革の時

を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することが明記された。以降、最低賃金改定時には、地域別最低賃金と生活保護基準の逆転現象として一層明瞭に意識されてきた。しかし逆転現象は、昨年度から今年度にかけて3道県から11都道府県に再び拡大した。

る。なお日本は満額基礎年金より社会扶助(生活保護)の方が高いため、OECDは後者の数値を採用しており、満額基礎年金の水準は図で示された老齢最低所得保障よりさらに低い。つまり、逆転現象が存在している。

この日本に特徴的な逆転現象は、就労や年金保険料拠出に対するインセンティブ(誘因)を勘案すると、「最低賃金↓老齢最低所得保障↓社会扶助」の順になるよう是正されることが望ましい。苦勞し



こうした逆転現象の是正策

そついで意味では、既に導入された職業訓練受講給付金や離職者向け住宅手当の導入は第一歩として評価できる。ただ、住宅費(家賃)は家計に占める割合が大きく、低所得の場合でも切り詰めるのは難しい。そのため、一般低所得世帯向け住宅手当が存在しないことは、持ち家のない雇用不安定者や高齢者にとって引き続き重篤な問題だ。なお、この第2の重層的な制度連携による給付の一部は、低賃金労働者の生活費を補填する賃金補助機能を持つため、賃金が下落する可能性もある。つまり賃金が安くても生活が成り立つのであれば、安い賃金でも働くこととする人々や、そうした人々を雇う企業が増えるからだ。最低賃金による歯止めなしに、そうした状況を放置すれば、給付費は膨らみ続け、やがて制度自体が破綻する。従って、第1の是正策とセットで実施することが重要である。

やまだ・あつひろ 71年生まれ。慶大経卒、同大博士(経済学)。専門は社会政策論

## 「あるべき水準」設定を賃金・年金・生活保護、一体で

が切れた場合の訓練受講などを条件とする社会扶助)を持つ国も少なくない。日本もこうした重層的な制度連携で最低所得保障機能をより強化し、労働者個人の稼働能力(賃金)と世帯単位の最低必要額(住宅、育児コストなど)の間にあるギャップを埋めていく必要がある。

が縮小するという理由で最低賃金を低いままと定めることは、生産性の低い産業を温存することになる。経済がグローバル化した現在、国際競争によりそうした産業は長期的には淘汰されるので、結果的に同じく雇用は縮小する。諸外国に比べ、最低賃金が相対的に低いこと、フルタイム・パートタイム労働者間で賃金(率)格差が大きいこと、就業者数が多い世帯でもワーキングプア率が高いことなどを考慮すれば、「生活保護に係る施策との整合性に配慮」した最低賃金の決定は引き続き重要な。しかしそれ以上に重要なのは、事業主に教育訓練や適正な職務・職業能力評価を促し、低賃金労働者の生産性向上あるいは生産性の高い事業への移動により賃金底上げを図ることである。

よれば、多くの国で1980年代半ばから2000年代終わりにかけて、所得分布の下位10%と上位10%の実質所得上昇率が異なり、後者の方が高いため格差が開いてきたという。日本もその例外ではない。経済成長の恩恵が低所得層まで及ばないならば、生活保護制度への負荷は増大し続けるだろう。すべての最低所得保障機能を生活保護制度に担わせるには限界があり、適正なバランスを目指す総合的な政策が必要である。

としては3点挙げられる。第1に、逆転現象自体を起さないような仕組みを持つ国の施策が参考になる。その仕組みとは、就労者あるいは高齢者それぞれの実態的な生活費に基づき、それぞれの「あるべき生活水準」を定め、それらを社会扶助より上の基準として、最低賃金や老齢最低所得保障水準に反映させつつえて、社会扶助水準との距離を定めるものである。日本では、過去には意識されていたにせよ、満額基礎年金額や最低賃金に「あるべき生活水準」を直接的には反映させてこなかったため、逆転現象を許す一因となった。

第3は、低賃金労働者の生産性向上である。最低賃金を引き上げ続けた場合、労働生産性の向上を伴わなければ、いずれ低賃金労働者の雇用減少という形で限界に直面する。逆からみれば、単に雇用

にかかる社会保険料事業主負担など賃金外コストの賃金総額に対する比率(07年)は、OECD平均(07年)が17.8%に対し、日本は12.8%と5%も低い。つまり、日本で事業主が最低賃金でフルタイム労働者を雇う場合、賃金外コストも相対的に安い。一方で、最低賃金で働くフルタイム労働者(単身)が支払う所得税・社会保険料の賃金総額に対する比率は07年時点では、OECD平均が13.6%に対し、日本は14.0%とほぼ等しかった。しかし、日本は現在15.1%まで上昇してきており、最低賃金と生活保護の逆転現象の一因となっていることに留意する必要がある。さらに、前述の逆転現象に関する検証はフルタイム就労を前提としている。現実にはフルタイム就労できない低賃金労働者は、被用者保険が適用されなければ、国民年金保険や国民健康保険に加入することになる。その場合、国民年金の免除制度などを利用しない限り、可処分所得はさらに低くなるので、逆転現象はより広範に及ぶ可能性がある。これらの点に関しては、引き続き社会保険料や税の軽減措置などによる配慮が是正策とともに求められよう。